

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 7 号

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分	1項職員	2項職員
期間の区分		
	円	円
1年未満	310,000	35,000
1年以上2年未満	310,000	35,000
2年以上3年未満	310,000	35,000
3年以上4年未満	310,000	35,000
4年以上5年未満	310,000	35,000
5年以上6年未満	310,000	31,000
6年以上7年未満	310,000	27,000
7年以上8年未満	310,000	23,000

8年以上9年未滿	310,000	19,000
9年以上10年未滿	310,000	15,000
10年以上11年未滿	310,000	12,500
11年以上12年未滿	310,000	10,000
12年以上13年未滿	310,000	7,500
13年以上14年未滿	310,000	5,000
14年以上15年未滿	310,000	2,500
15年以上16年未滿	310,000	
16年以上17年未滿	306,700	
17年以上18年未滿	303,400	
18年以上19年未滿	300,100	
19年以上20年未滿	296,800	
20年以上21年未滿	293,500	
21年以上22年未滿	281,500	
22年以上23年未滿	268,000	
23年以上24年未滿	254,500	
24年以上25年未滿	241,000	

25年以上26年未満	227,500	
26年以上27年未満	210,500	
27年以上28年未満	193,500	
28年以上29年未満	176,500	
29年以上30年未満	159,500	
30年以上31年未満	142,000	
31年以上32年未満	124,500	
32年以上33年未満	107,000	
33年以上34年未満	87,000	
34年以上35年未満	67,000	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。